



食肉の衛生検査について

ついて紹介したいと思います。 みなさんは、日頃食べているお みの安全性について考えたことは ありますか。食卓に並ぶお肉は、 流通できないようになっています。 流通できないようになっています。 かなさんは、日頃食べているお みなさんは、日頃食べているお

◆と畜場法◆

食用にするには、す。牛・豚・馬・めん羊・山羊を解体する施設を、と畜場といいま食用にする目的で、家畜をと殺

●検査に合格したものだけが食用けること●検査に合格したものだけが食用

と畜場で解体処理すること

み例外があります)
はできません。(法定の特定事由のはできません。(法定の特定事由ので決められています。と畜場以外で決められています。と畜場以外のとが、「と畜場法」という法律

◆と畜検査◆

格を持ち、知事に任命された人)(都道府県などの職員で獣医師資こと)を行う時には、と畜検査員と畜(生きた家畜を食肉にする

かどうかも調べます。 食肉に抗生物質が残留していない次の検査を行います。その他にも、が、一頭毎に疾病の有無について、

ている家畜のと殺を禁止します。です。特定の伝染病などにかかっで、健康かどうかを確認する検査と畜前に家畜が生きている状態

②解体前検査

ます。 し、異常があれば解体を禁止し と畜した直後に外観などを検査

③解体後検査

検査を実施します。を取り除いた後の骨のついたお肉)を取り除いた後の骨のついたお肉)検査・内臓検査・枝肉(皮や内臓

などの臓器とリンパ節について細内臓検査は、心臓・肺・肝臓・胃腸パ節・扁桃・舌などを検査します。頭部検査は、頭部の筋肉・リン

た部位が廃棄されます。(図、参照) た部位が廃棄されます。(図、参照) 下一、この検査で異常が見つかると、肉・内臓・皮など全て、もいくは食用に適さないとみなされいく調べます。枝肉検査は、肉・かく調べます。

◆牛海綿状脳症(BSE)対策◆

こうした状況を踏まえ、 備され、全国の食肉衛生検査所で 認検査というBSE検査体制が整 染した牛が確認されたことから、 安全委員会の評価結果に基づき るリスクは大きく低下しました。 ニング検査を実施しました。この 牛を対象としたBSEのスクリー は、食用として処理される全ての 国内ではスクリーニング検査、確 海綿状脳症 た現在、国内外のBSEが発生す 対策を開始して15年以上が経過し 平成13年9月、日本で初めて牛 (以下、 BSE) に感 国の食品

| ◆食肉中の残留有害物質対策◆

感染症対策に役立てられています。感染症対策に役立てられています。この検査を含めた、とています。この検査を含めた、とています。この検査を含めた、とています。この検査を実施していないかどうか、検査を実施しない。

▼まとめ◆

このようにして、何段階にもわたる厳重な検査に合格した異常のたる厳重な検査に合格した異常のされます。数ある食べ物の中でされます。数ある食べ物の中でされます。数ある食べ物の中でないるのは、牛や豚などの肉類だているのは、牛や豚などの肉類だているのは、牛や豚などの肉類だているのは、牛や豚などの肉類だているのは、牛や豚などの肉類だているのです。

とができるのです。 ちは安心・安全にお肉を食べるこ この検査があるからこそ、私た

不合格 生体検査 ⇒ と殺禁止 (肉眼検査・精密検査) Q 不合格 解体前検査 □ 解体禁止 (肉眼検査・精密検査) \triangle 解体後検査 不合格 BSE検査 内 枝 頭 ⇒部分廃棄 部 肉 臓 検 全部廃棄 検 検 査 查 査 仈 合格 検 印

検査の流れ